

各介護保険サービス施設・事業所管理者 様

北海道オホーツク総合振興局  
保健環境部社会福祉課長

介護保険施設等現況報告書の提出について（依頼）

日頃より、本道における高齢者福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

「介護保険施設等現況報告書」（以下、「現況報告書」という。）は、介護保険法第 24 条の規定に基づき報告を求めているものであり、毎年度 4 月 1 日を基準日として、各介護保険サービス事業者より提出いただいているところです。

つきましては、令和 6 年度（2024 年度）分（令和 5 年度（2023 年度）の実績を含む。）の現況報告書を次の事項に留意の上、期限までに提出いただきますようお願いします。

記

### 1 現況報告書の作成の基準日

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日（別に期間等の指定のあるものを除く。）

### 2 提出要領

道（当課）所管の全介護保険サービス事業者につき、事業所番号単位で提出願います。

(1) 人員・運営について 【対象：全介護保険サービス施設・事業所】

当課ホームページに登載している Excel 様式を用い、必要事項を入力の上、下記電子申請システム①での回答時に併せて添付願います。

※ 報告様式登載先：<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/183786.html>

(2) 業務継続計画等について 【対象：全介護保険サービス施設・事業所】

電子申請システム①：<https://www.harp.lg.jp/cRY18M9Q> により提出願います。

(3) 非常災害対策について 【対象：通所系・施設系サービスのみ】

電子申請システム②：<https://www.harp.lg.jp/TKkUMEOK> により提出願います。

### 3 提出期限

令和 6 年（2024 年）4 月 15 日（月）

### 4 根拠法令

【介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜粋】

（帳簿書類の提示等）

第 24 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第 208 条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

### 5 その他

本件の現況報告書にて提出いただいた情報に基づき、未実施減算が新設された「高齢者虐待防止措置」及び「業務継続計画策定」に係るシステム入力を行うものとします。

※ 未対応（未策定）及び未回答は、「減算」入力します。（経過措置がある場合を除く。）

事業指導係

担 当：石岡（主査[保険指導]）、五十嵐（主事）

電 話：0152-41-0690（内線：3844、3841）

メー ル：ishioka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp

igarashi.shouta1@pref.hokkaido.lg.jp